菊池市公営塾設置要綱

(目的及び設置)

第１条　菊池市の未来を担う人財の育成を目指す菊池高等学校、菊池農業高等学校及び菊池女子高等学校（以下「市内３高校」という。）の生徒が、自分の抱いた夢の実現に向かって挑戦することを支援し、魅力ある市内３高校の地力を上げ、地域の活性化につなげることを目的として、菊池市公営塾（以下「公営塾」という。）を設置する。

 (名称及び位置)

第２条　公営塾の名称及び位置は、次のとおりとする。

|  |  |
| --- | --- |
| 名称 | 位置 |
| 菊池前進塾 | 菊池市隈府1325番地 |

(事業)

第３条　公営塾は、次に掲げる事業を行う。

(1)　利用者が国公立大学等を受験するための学習指導

(2)　公営塾の運営に関する市内３高校との連携

(3)　国公立大学等の受験に際し必要な情報の収集及び提供

(4)　その他市長が特に必要と認める事業

(利用者)

第４条　公営塾の利用者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

(1)　市内３高校に在籍し、国公立大学等の進学を希望する者

(2)　その他市長が適当と認める者

(費用の負担)

第５条　受講料は、無償とする。ただし、教材費等の実費に要する費用は、利用者の負担とする。

（教育委員会への委任等）

第６条　公営塾の運営に関する事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の２の規定に基づき、その事務を教育委員会に委任し、教育委員会の事務を補助する職員に補助執行させるものとする。

(庶務)

第７条　公営塾の運営に関する事務は、教育委員会学校教育課において処理する。

(その他)

第８条　この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行し、令和４年４月１日から適用する。

菊池前進塾運営要綱

(趣旨)

第１条　この要綱は、菊池市公営塾設置要綱(令和４年告示第72号)の規定により設置した菊池市公営塾(以下「菊池前進塾」という。)の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

　(組織)

第２条　菊池前進塾に塾長、副塾長、高校魅力化ディレクター及び講師を置く。

２　塾長は、市長をもって充て、菊池前進塾を総括する。

３　副塾長は、教育長をもって充て、塾長を補佐し、塾長が不在のとき又は事故があるときは、その職務を代理する。

４　高校魅力化ディレクターは、教育委員会が適当と認めた者のうちから、地方公務員法(昭和25年法律第261号)第22条の２第１項に規定する会計年度任用職員として任用し、菊池前進塾の運営及び利用者の管理等を行う。

５　講師は、教育委員会が適当と認めた者のうちから選定し、利用者へ学習指導を行う。

　(開校日及び開講時間)

第３条　菊池前進塾の開講日及び開講時間は、次のとおりとする。

　(1)　開講日は、月曜日から金曜日までのうち塾長が指定した日とする。ただし、国民の休日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日及び年末年始(12月29日から翌年１月３日まで)を除く。

　(2)　開講時間は、９時から21時までのうち塾長が指定した時間とする。

　(塾の利用)

第４条　菊池前進塾に入塾しようとする者は、菊池前進塾入塾申込書(様式第１号)を塾長に提出するものとし、塾長は審査の上、適当と認めるときは、菊池前進塾入塾許可書(様式第２号)により通知するものとする。

２　菊池前進塾を退塾しようとする者は、あらかじめ菊池前進塾退塾届出書(様式第３号)を塾長に提出しなければならない。ただし、利用者が、高校を卒業又は退学した場合は退塾したものとみなす。

　(利用の制限等)

第５条　塾長は、利用者が次の各号のいずれかに該当するときは、当該利用者を退塾させることができる。この場合において、当該利用者に損害が生じることがあっても、塾長はその責めを負わない。

　(1)　他の利用者に迷惑を及ぼす行為があったとき。

(2)　法令若しくは公序良俗に反する行為があったとき又はそのおそれがあるとき。

　(3)　建物及びその附帯設備を毀損し、又は滅失するおそれがあるとき。

　(4)　菊池前進塾の管理上支障があると認められるとき。

　(その他)

第６条　この要綱に定めるもののほか、菊池前進塾の運営に関し必要な事項は、教育委員会が別に定める。

附　則

この要綱は、告示の日から施行し、令和４年４月１日から適用する。